

○東京都立大学学術情報基盤センター規則

(平成 23 年度法人規則第 43 号 制定 平成 24 年 3 月 30 日)

改正 平成 25 年 2 月 26 日 24 法人規則第 12 号 令和 2 年 3 月 17 日 31 法人規則第 44 号

首都大学東京図書情報センター規則(平成 17 年度法人規則第 11 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 組織(第 4 条—第 7 条)
- 第 3 章 図書館(第 8 条—第 12 条)
- 第 4 章 雑則(第 13 条—第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都立大学学則(平成 17 年度法人規則第 48 号。以下「学則」という。)第 6 条及び東京都立大学組織規則(平成 17 年度法人規則第 3 号。以下「組織規則」という。)第 4 条に定めるもののほか、東京都立大学学術情報基盤センター(以下「センター」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第 2 条 センターは、東京都立大学(以下「本学」という。)における教育研究環境及び学修環境の向上のため、本学の学術情報資源の適切な活用及び情報通信技術環境の整備、運用等を行うことを目的とする。

(業務内容)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 図書館(第 8 条に規定する図書館をいう。)の管理運営に関すること。
- (2) 学術情報(学術資料を含む。以下同じ。)の収集及び提供に関すること。
- (3) 大学教育センターが行う情報科目に対する支援に関すること。
- (4) e ラーニング及びオープンコースウェア等の企画運営に関すること。
- (5) 大学教育に係るデータ収集及び分析の支援に関すること。
- (6) 情報基盤の整備運用に関すること。
- (7) 学内の情報ネットワークシステム(教育研究のための情報ネットワークを含む。)の運用に関すること。
- (8) 前各号に掲げる業務に係る情報収集並びに調査及び研究に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務。

第 2 章 組織

(構成員)

第4条 センターに、組織規則第12条に定めるセンター長及び組織規則第15条に定める部局長補佐として副センター長を置く。

2 センターに、専任教員及び兼任教員(センター以外の部局(組織規則第4条に定めるものをいう。以下同じ。)に所属する教員のうちセンターの教員を兼務する者をいう。以下同じ。)を置く。

(センター長及び副センター長の職務)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、センター長の職務を代理する。

(専任教員及び兼任教員)

第6条 専任教員及び兼任教員は、センター長の命を受け、第3条各号に定める業務に従事する。

2 兼任教員の選考は、当該教員が所属する部局長(組織規則第12条に定めるものをいう。以下同じ。)の意向に配慮してセンター長が行う。

3 兼任教員の任期は2年の範囲内でセンター長が定める期間とし、再任を妨げない。

(教授会)

第7条 センターの教授会は、センター長及びセンターの専任教員をもって構成する。

2 センター長は、必要に応じ、センターの兼任教員を教授会に出席させることができる。

3 センターの教授会は、東京都公立大学法人教授会規則(平成17年度法人規則第8号。以下「教授会規則」という。)第7条に定めるもののほか、センターの業務及び運営に関しセンター長が必要と認める事項を審議する。

4 前3項に定めるもののほか、教授会の運営に関しては、教授会規則の定めるところによる。

第3章 図書館

(図書館の構成)

第8条 東京都立大学が設置する図書館は、東京都立大学図書館(以下「図書館」という。)と称する。

2 図書館は、本館、分館及び図書室から構成する。

3 分館は、日野館及び荒川館とする。

4 図書室は、部局の図書室とする(システムデザイン学部及び健康福祉学部を除く。)

(専門員)

第9条 センターに図書館司書資格を有する職員(以下「専門員」という。)を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受けて、専門的知識を必要とする学術情報に関連する事務及びその他の事務を処理する。

(総合調整)

第10条 部局長は、分館並びに図書室及び学術情報を備え付けるその他施設(以下「図書室等」をいう。)の管理及び運営に関して、センター長が定める方針を尊重するとともに、それぞれの業務について相互に緊密な連携を図り、一体となって機能発揮しなければならない。

(分館における管理)

第11条 システムデザイン学部及び健康福祉学部に分置する学術情報の収集、管理及び処分については、当該部局長がセンター長の委任を受け、これを行う。

2 前項の部局長は、分館に関する事項を定めようとするときは、あらかじめセンター長に協議しなければならない。

(部局における管理)

第12条 システムデザイン学部及び健康福祉学部以外の部局に分置する学術情報の収集、整理、保管、利用及び点検については、当該部局長がセンター長の委任を受け、これを行う。

2 前項の部局長は、部局の実情に応じ、センター長の許可を得て部局の図書室等に資料を分置し、その利用に関する事項を定めることができる。

3 第1項の部局長は、前項により図書室等に関する事項を定めようとするときは、あらかじめセンター長に協議しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第13条 図書館の利用及び学術情報の財産管理に関する事項は、別に定める。

2 本学の情報システムの利用に関する事項は、別に定める。

(運営委員会との連携)

第14条 センターの運営に当たっては、東京都立大学法人運営委員会規則(平成17年度法人規則第5号)に定める学術情報基盤センター委員会と連携を図るものとする。

(事務)

第15条 センターの事務は、東京都立大学管理部学術情報基盤センター事務室が処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(運営委員会に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日から公立大学法人首都大学東京運営委員会規則別表に規定する学術情報基盤センター委員会が発足するまでの間、この規則による改正前の首都大学東京図書情報センター規則(以下「旧規則」という。)第3章の規定は、なお効力を有する。この場合において、旧規則第8条第4号中「センター長補佐」とあるのは、「副センター長」と、この規則による改正後の首都大学東京学術情報基盤センター規則第14条中「学術情報基盤センター委員会」とあるのは、「情報システム委員会及び図書情報センター委員会」と読み替えるものとする。

附 則(平成25年2月26日24法人規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日31法人規則第44号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。